

プレミアム付商品券を販売します

10月に予定されている消費税率10%への引き上げに際し、所得の少ない方や0～3歳半未満の小さな乳幼児のいる子育て世帯に対して、税率引き上げ直後に生じる負担増などによる消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券を販売します。

購入の対象となる方

①	平成31年1月1日時点の笠松町民のうち令和元年度の扶養外住民税非課税者 (ただし、住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、事業専従者、生活保護受給者などを除く)	
	平成28年4月2日以降、令和元年9月30日までに生まれた子(3歳半未満児)※が属する世帯の世帯主	
	※対象となる子の生年月日	左の子が属する世帯の世帯主の住所要件
②	平成28年4月2日～令和元年6月1日生まれの子	令和元年6月1日時点で笠松町民であること
	令和元年6月2日～令和元年7月31日生まれの子	令和元年7月31日時点で笠松町民であること
	令和元年8月1日～令和元年9月30日生まれの子	令和元年9月30日時点で笠松町民であること

商品券の額面・販売金額

1枚の額面500円の商品券10枚セット(5,000円分)を4,000円で販売します。

購入限度額

- ①の方は商品券25,000円分(購入額20,000円)まで
②の方は商品券25,000円分(購入額20,000円)×対象となる子の数分まで
(例)3歳半未満の子が2人いる場合は最大50,000円分の商品券を40,000円で購入できます。

手続きの流れ

- ①の対象となる可能性のある方には、「プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」を7月下旬ごろから順次郵送します。購入を希望される場合は、申請書に必要事項を記入いただき、役場企画課にご提出ください。審査のうえ、購入対象者を決定し、対象者には「購入引換券」を郵送します。
②の対象となる世帯の世帯主には、「購入引換券」を9月中旬ごろから順次郵送いたします。

プレミアム付商品券の販売期間 9月20日(金)～令和2年2月21日(金)(予定)

プレミアム付商品券の使用期間 10月1日(火)～令和2年3月8日(日)(予定)

取扱店舗

商品券取扱店舗については別途お知らせいたします。
※商品券取扱店舗の募集については19ページをご覧ください。

お住まいの住所を登録されていますか？

- 現在お住まいの住所を住民票に登録されていますか？
 - 転居の際に、郵便局へ転居届を提出されましたか？
- 対象者の方に円滑にご連絡するため、適切に住所登録がなされているかご確認ください。

※プレミアム付商品券を販売するために手数料の振込みやATMの操作をお願いしたり、個人情報等を照会することはありません。職員をかたった特殊詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

【問 合 先】 企画課 ☎388-1113